

旧制度【専門医更新】認定に関する FAQ

<申請について>

Q1 学会・セミナー出席の単位だけで40単位以上あります。学术论文や学会発表の業績目録は書かなくても申請できますか？

A1 専門医制度・審査委員会では、集中治療専門医として学术论文と学会発表の実績がそれぞれ1つ以上あることが望ましいと考えています。学术论文と学会発表の実績がない場合は、その旨を業績目録に記入ください。

Q2 過去5年間に留学していた時期があります。更新申請は可能でしょうか？

A2 申請資格を満たしていれば可能です。履歴書の欄に、職歴とともに留学の臨床研究等の内容を記入して申請ください。なお、留学のため更新延期願を専門医制度・審査委員会に提出して承認された場合には、承認時の指示に従って申請ください。

Q3 過去に集中治療専門医研修施設で勤務して、集中治療専門医となりました。その後の異動により、現在は集中治療をメインにした勤務ではなくなっています。履歴書にはどのように書けばよろしいでしょうか？

A3 過去5年間の現状を記入し提出ください。提出された申請書類に基づき、専門医制度・審査委員会で審査いたします。

Q4 申請書が届いているか確認してもらえますか？

A4 申請の際に返信用はがきを同封ください。受領証明として返送いたします。

Q5 旧制度でいつまで申請可能ですか？

A5 日本専門医機構のサブスペシャル領域に認定され、制度が始まるまでは新旧両制度を運用する予定です。

Q6 新制度と旧制度のどちらで申請すればよいかわかりません。

A6 基本領域資格を学会認定制度または日本専門医機構の制度で取得した如何に関わらず、どちらを選択しても構いません。ご自身の選択可能な制度で申請ください。

Q7 基本領域の専門医資格がない場合は、どうしたらよいですか？

A7 空欄で提出してください。

<業績目録について>

Q8 「業績目録：学術論文」の「3. 日本集中治療医学会が認める学術誌」はどの学術誌を指しますか？

A8 査読のある雑誌に投稿された集中治療に関する論文が対象となります。ご提出された書類と論文の写しをもとに専門医制度・審査委員会が審査いたします。

Q9 「業績目録：学会発表」に「筆頭者」と「筆頭者以外」の記載がありますが、座長・司会・指定討論者はどちらになりますか？

A9 「座長・司会・指定討論者」は「筆頭者以外」として記入してください。

Q10 代理発表者は「筆頭者」として申請できますか？

A10 代理発表者は筆頭者としては申請できません。抄録に記載されたとおりに記入してください。

Q11 学術集会で発表しましたが学術集会の参加証明書を紛失しました。抄録、領収書、QR コードの記載されたメールのコピーを代わりに出せば出席を認めてもらえますか。

A11 学術集会の参加証明書またはe 医学会の参加履歴を印刷したもの以外は証明書として認められません。また、学術集会の参加証明書は再発行できませんのでご注意ください。

Q12 学術集会の参加証明書を紛失したので、e 医学会の参加履歴を証明とできますか？

A12 e 医学会カードで当日参加登録した場合のみ、マイページの参加履歴を印刷して参加証明とすることができます。その際は、必ず画面に表示される氏名を含めて印刷してください。氏名の無いものはご本人の参加証明として認めません。